

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国保情報集約関連情報ファイル
行政機関等の名称	伊勢市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部医療保険課国民健康保険給付係
個人情報ファイルの利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 資格継続業務を行うため (ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 (イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。 2 高額該当回数引き継ぎ業務を行うため (ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため (ア) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。
記録項目	1被保険者情報、2世帯情報、3保険者情報、4被保険者番号、5住所、6氏名、7カナ氏名、8電話番号、9在留情報、10性別、11生年月日、12続柄、13資格得喪、14給付情報、15被保険証情報、16高齢受給者証情報、17各種証管理情報、18所得情報、19特例対象者情報、20高額該当情報、21第三者行為求償情報、22加入情報、23中間サーバー未連携等エラー対象者管理、24中間サーバー即時連携情報管理
記録範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 2 擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) 3 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
記録情報の収集方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。 2. 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。 3. 被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入すると、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに「被保険者異動情報」が送信され「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報が更新される。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	<ol style="list-style-type: none"> 1. 転入地市区町村(高額該当回数引き継ぎ業務) 2. 取りまとめ機関(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伊勢市役所総務部総務課 2 二見総合支所生活福祉課

	3 小俣総合支所生活福祉課 4 御菌総合支所生活福祉課	
	(所在地) 1 伊勢市岩淵1丁目7番29号 2 伊勢市二見町茶屋420番地1 3 伊勢市小俣町元町540番地 4 伊勢市御菌町長屋1221番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日(最終修正日): 令和5年4月1日 管理番号 468